

郡山市2025年問題対策本部設置要綱

平成26年9月22日制定
平成27年3月30日一部改正
平成28年7月5日一部改正
平成29年2月21日一部改正
平成29年4月4日一部改正
令和3年4月1日一部改正
令和5年4月1日一部改正
令和6年4月1日一部改正

[保健福祉部地域包括ケア推進課]

(設置)

第1条 昭和22年から昭和24年までの間に出生した、いわゆる団塊の世代の全ての方々が75歳を迎える令和7年（西暦2025年）以降、75歳以上の人口が急増することに伴って発生が懸念される諸問題（以下「2025年問題」という。）への対処が喫緊の課題となっている現状に鑑み、本市においても中長期的な視点に立った高齢者の健康寿命を延ばすための取り組み等を全局的に協議し、地域包括ケアシステム（高齢者が尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう。）の円滑な構築に資することを目的として、郡山市2025年問題対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 対策本部は、次に掲げる事項について協議する。

(1) 本市における2025年問題に係る課題の抽出及び整理並びにその対策

(2) その他本市における2025年問題に対処するために必要な事項

(組織)

第3条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長には、市長をもって充てる。

3 副本部長には、副市長をもって充てる。

4 本部員には、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、対策本部を代表し、その事務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合において、代理の順序は、郡山市副市長の事務分担等に関する規則（平成27年郡山市規則第29号）第5条の例による。

(会議)

第5条 対策本部の会議は、本部長が招集し、本部長が会議の議長となる。

(委員会等)

第6条 対策本部から指示された事項について調査、検討等（以下「調査等」という。）を行うため、対策本部に2025年問題対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長には保健福祉部長を、副委員長には保健福祉部次長をもって充てる。

4 委員には、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

5 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

6 委員長は、委員会の事務を掌理し、委員会で行った調査等の経過又は結果について本部長に報告しなければならない。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

8 委員会は、専門的事項の調査、研究等のため、必要に応じ関係職員で構成するワーキングチームを置くことができる。

(意見の聴取等)

第7条 本部長又は委員長は、必要と認めるときは、本部員若しくは委員以外の市職員又は別表第3に掲げる関係機関、団体等に属する者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第8条 対策本部の庶務は、保健福祉部地域包括ケア推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は本部長が、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年9月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

総務部長、総務部理事、政策開発部長、財務部長、税務部長、市民部長、文化スポーツ部長、環境部長、保健福祉部長、保健所長、保健所理事、こども部長、農林部長、産業観光部長、建設部長、都市構想部長、会計管理者、議会事務局長、教育長、教育委員会事務局教育総務部長、教育委員会事務局学校教育部長、上下水道事業管理者、上下水道局長

別表第2（第6条関係）

総務法務課長、政策開発課長、財政課長、市民税課長、市民・NPO活動推進課長、文化振興課長、環境政策課長、保健福祉総務課長、こども総務企画課長、農業政策課長、産業雇用政策課長、道路建設課長、都市政策課長、会計課長、議会事務局総務議事課長、教育委員会事務局教育総務部総務課長、教育委員会事務局学校教育部学校管理課長、上下水道局総務課長、富田行政センター所長、大槻行政センター所長、安積行政センター所長、三穂田行政センター所長、逢瀬行政センター所長、片平行政センター所長、喜久田行政センター所長、日和田行政センター所長、富久山行政センター所長、湖南行政センター所長、熱海行政センター所長、田村行政センター所長、西田行政センター所長、中田行政センター所長

別表第3（第7条関係）

一般社団法人郡山医師会、一般社団法人郡山歯科医師会、一般社団法人郡山薬剤師会、公益社団法人福島県看護協会郡山支部、郡山市地域包括支援センター連絡協議会、郡山市居宅介護支援事業所連絡協議会、郡山市民生児童委員協議会連合会、郡山地区保護司会、一般社団法人福島県理学療法士会県中支部、一般社団法人福島県作業療法士会郡山支部、公益社団法人福島県柔道整復師会、一般社団法人福島県言語聴覚士会県中支部、公益社団法人福島県栄養士会県南支部、郡山市内特別養護老人ホーム施設長連絡会、公益財団法人福島県看護協会郡山支部、社会福祉法人郡山市社会福祉協議会、社会福祉法人郡山市社会福祉事業団、公益財団法人郡山市健康振興財団、一般社団法人福島県社会福祉士会県中方部、福島県退職公務員連盟、郡山市友会、福島県市町村職員年金者連盟郡山支部、郡山市自治会連合会、郡山商工会議所、郡山地区商工会広域協議会、公益社団法人郡山青年会議所、郡山市商店街連合会、福島県中小企業家同友会郡山支部、福島さくら農業協同組合、郡山市老人クラブ連合会、公益社団法人郡山市シルバー人材センター、郡山消防署、日本大学工学部、公益社団法人福島県建築士会郡山支部、ふくしま健康・省エネ住宅推進協議会、郡山市建築行政協力会、郡山市婦人団体協議会、公益社団法人認知症の人と家族の会福島県支部、福島交通株式会社、郡山地区ハイヤータクシー協同組合、郡山市自主防災連絡会